

**真庭市拠点形成計画（立地適正化計画）【仮称】策定支援業務
プロポーザル実施要領**

令和7年（2025年）5月

真庭市 建設部 まちづくり推進課

1. 業務概要

(1) 業務名

真庭市拠点形成計画（立地適正化計画）【仮称】策定支援業務

(2) 業務内容

別紙1「真庭市拠点形成計画（立地適正化計画）【仮称】策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

但し、仕様書はこの業務の事業候補者選定を行うためのものであり、事業候補者から提出された企画提案により、双方協議のうえ、一部変更することもある。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

2. 業務に要する費用（予定価格）

総額（上限額）	18,403,000円（消費税及び地方消費税含む）
令和7年度（上限額）	7,414,000円（消費税及び地方消費税含む）
令和8年度（上限額）	10,989,000円（消費税及び地方消費税含む）

但し、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置規程による指名停止を受けていないこと。
- (3) 真庭市に土木関係建設コンサルタント業務（都市計画及び地方計画）で、真庭市入札参加資格者名簿に登録済みであること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (5) 土木関係建設コンサルタント業務を専業とする者であること。

- (6) 会社更生法、民事再生法に基づく更正、再生手続き開始の申立がなされていない者であること。
- (7) 参加表明書の提出は、参加を表明する事務所で1提案とする。
- (8) 参加表明書を提出できる者は、本業務に関する専門分野（管理技術者及び担当技術者を除く）について、協力者（協力事務所）を加えることができる。この場合において、この協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルにおける上記の参加資格を有しない。
- (9) 管理技術者は、参加を表明する事務所と直接かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (10) 管理技術者は、国又は地方公共団体発注の立地適正化計画策定に関する業務又は類似する業務の実績があること。（本業務と類似する業務は、総合計画等策定業務、都市計画に関連した計画策定業務とする。）
- (11) 管理技術者は、本業務を遂行するうえで技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、以下のいずれかの資格を有し、資格を取得後5年以上の実務経験があること。
 - ア 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（建設部門）
 - イ RCCM（都市計画及び地方計画）

4. 参加表明手続

(1) 参加表明書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び技術資料を提出すること。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者はこのプロポーザルに参加することができません。

- ①提出書類：「参加表明書、技術提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）に規定する書類
- ②提出期限：令和7年5月28日（水）17時00分まで
- ③提出場所：真庭市建設部まちづくり推進課
- ④提出部数：作成要領による
- ⑤提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(2) 参加資格の確認等

参加表明の締め切り後、3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、参加資格があると認めるときは、1次審査を行います。審査終了後1次審査結果を通知し、併せて参加資格要件を有する者に技術提案書等の提出を要請します。

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年5月20日（火）12時00分まで
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式2）により、電子メールにて提出すること。

※質問書以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

E-mail：toshijyutaku@city.maniwa.lg.jp（件名：プロポーザルの質問について）

- (3) 回答日：令和7年5月23日（金）予定

(4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

6. 技術提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

作成要領による

(2) 提出期限等

- ①提出期限：令和7年6月11日（水）17時00分まで
- ②提出場所：真庭市建設部まちづくり推進課
- ③提出部数：作成要領による
- ④提出方法：持参又は郵送によること。

なお、持参する場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。また、要求した内容以外の書類、図面等は受理しません。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された技術資料等を下記8(1)～(2)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を5者程度選定します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとしします。

実施日：令和7年5月29日（木）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し技術提案についてのヒアリング等を実施し、下記8(3)で示す審査基準に基づいて評価するとともに、下記8(4)でヒアリング等の内容で加算点を追加し、総合評価して最も優れている提案を特定します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第2次審査のヒアリングを省略し、提出書類審査のみを実施できるものとしします。

第2次審査時は、提出された技術提案書のPDFデータをモニターに投影して行います。説明者は、事務局が用意したデータ格納済みの端末を使用して説明すること。

- ①企画提案書の説明は、別途事務局が指定する日時及び会場において行います。（社会状況によってはWEB会議に変更する可能性があります。）
- ②説明時間は、1社あたり15分以内で行います。ただし、提出済書類以外の追加資料は使用できません。
- ③説明後、審査委員による10分程度のヒアリングを行います。
- ④説明者は、管理技術者と担当技術者を含め3名までとします。

実施日：令和7年6月17日（火）予定

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

第1次審査の結果は、参加表明者全員に文書で通知します。審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けません。

②第2次審査

審査の結果については、参加者全員に速やかに結果を文書で通知します。審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けません。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

審査基準（予定）（計 110 点満点）

(1) 事業者評価 20 / 110 点

	大項目	中項目	選定基準等	配点
①	会社概要	会社概要は適正であるか	事業者として業務を完了することができる専門的知識を持った人員（技術士及びRCCM）を配置しているか。	5
②	同種・類似業務の実績	事業者の業務実績	同種・類似業務の実績があり、業務の確実な実施が見込まれるか。	5
③	管理技術者の実績	予定する管理技術者の必要な知識・経験	配置予定の管理技術者は同種又は類似業務の実績があるか。	5
④	担当技術者の実績	予定する担当技術者の必要な知識・経験	配置予定の担当技術者は同種又は類似業務の実績があるか。	5
事業者評価計				20

(2) 見積額評価 10 / 110 点

	大項目	中項目	選定基準等	配点
⑤	提示見積額	見積金額の評価	見積金額について相対的に評価する。 ※最低価格を満点として、その割合で案分して評価 算定式：配点 10 点×（最低価格÷提案見積金額） 小数点以下切り捨て	10
見積額評価計				10

(3) 提案内容の評価 50 / 110 点

	大項目	中項目	選定基準等	配点
⑥	取組方針	実施方針・実施フロー	仕様書に基づき、業務の目的や内容の理解度、具体的な実施方針が示されているか。	10
⑦	作業工程	作業スケジュール	作業工程が具体的で、進捗状況の管理等、業務を円滑・確実に実施することが期待できるか。	10

⑧	整合性	関連計画との整合性	真庭市総合計画、真庭市まちづくり計画（都市計画マスタープラン）等の関連計画を踏まえた提案であり、業務目的と整合性が取れているか。	10
⑨	独自性	企画・提案の独自性	本市の現状、課題等を適切に捉え、基本を押さえつつ、独自性の高い企画提案がされているか。	10
⑩	実現性	企画・提案の実現性	類似実績の提示など、提案内容の実現性が感じられる説得力のある提案であるか。	10
提案内容の評価計				50

(4) プレゼンテーションの評価 30 / 110点

	大項目	中項目	選定基準等	配点
⑪	プレゼンテーション	取組姿勢	提案資料について、的確な文書表現、作図等の創意工夫、重点箇所の整理方法等はわかりやすく、業務に対する意欲や熱意が感じられ、提案に説得力があるか。	10
⑫		コミュニケーション能力	プレゼンテーションはわかりやすく、質疑に対しての応答が適切か。	10
⑬		提案内容の魅力度	プレゼンテーションの内容に魅力や期待を感じることができたか。	10
プレゼンテーションの評価計				30

9. 日程

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| (1) 公告 | 令和7年5月7日（水）真庭市ホームページ掲載 |
| (2) 質問受付締切 | 令和7年5月20日（火）正午まで |
| (3) 質問回答 | 令和7年5月23日（金）予定 |
| (4) 参加表明書及び技術資料提出締切 | 令和7年5月28日（水）17時00分まで |
| (5) 第1次審査（書類審査） | 令和7年5月29日（木）予定 |
| (6) 第1次審査審査結果通知 | 令和7年5月30日（金）予定 |
| (7) 技術提案書等提出締切 | 令和7年6月11日（水）17時00分まで |
| (8) 第2次審査（技術提案書審査・ヒアリング） | 令和7年6月17日（火）予定 |
| (9) 審査結果通知 | 第2次審査後、速やかに通知する。 |
| (10) 審査結果の公表 | 第2次審査後、速やかに真庭市ホームページにて公表する。 |
| (11) 契約締結 | 最優秀提案者と協議のうえ締結する。 |

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その

提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 見積書の金額が、2.業務に要する費用（予定価格）を超過したもの
- (7) 審査において総評価点が60点未満のもの

1.1. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとしてします。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとしてします。

1.2. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとするとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 様式6に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとしてします。
- (6) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は審査委員会が審議して決定します。
- (7) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

1.3. 担当部署（提出・問合せ先）

真庭市建設部まちづくり推進課 担当：山本
真庭市久世 2927 番地 2 Tel0867-42-7781
E-mail： toshijyutaku@city.maniwa.lg.jp